

事 務 事 業 一 元 化 調 査

関市・武儀郡4町村合併協議会

協議項目	6. 議会の議員の定数及び任期の取扱い	協議細目	
調整方針			
項目	参 考 資 料		
定数及び任期	<p>原則 編入する関市の議員は任期中在任し、編入される洞戸村・板取村・武儀町・上之保村の議員は失職します。(合併による著しい人口増の場合は新市全域を対象に増員選挙を行う。) 自治法による議員定数(上限) 30名(在任23名+増員7名以内)</p> <p>特例 増員選挙及びこれに続く最初の一般選挙において編入合併の特例定数とする。(増加分は、編入された区域に配分) 編入される市町村の議会の議員で合併市町村の議会の議員の被選挙権を有することとなる者は、編入する市町村の議会の議員の残任期間だけ在任する。この場合、更に最初の一般選挙において編入合併の特例定数を採用することができる。</p> <p>定数特例(合併特例法第6条第2項、第5項)・・・関係市町村の協議で決定 合併後50日以内に増員選挙を行う。 関市の議員の残任期間に限り、編入される町村ごとに選挙区を設けて、その区域の人口を関市の人口で除して得た数に関市の議員の定数(旧定数)に乗じて得た数の合計数を旧定数に加えた数をもってその議会の議員の定数とすることができます。 この場合、次の一般選挙まで定数増を行うことができます。・・・(残任期間+4年間) 関市 23名+増員数 4名=27名 2年後あるいは6年後 30名以内の定数により一般選挙を行います。</p>		

事 務 事 業 一 元 化 調 査

関市・武儀郡4町村合併協議会

項 目	参 考 資 料																														
	<p>在任特例（合併特例法第7条第1項、第3項）・・・・・・関係市町村の協議で決定 編入する関市の議会の議員の残任期間に相当する期間に限り（関市の残任期間約2年間）、引き続き合併市町村の議員として在任することができます。 さらに最初の一般選挙の際に、編入された旧町村の区域で選挙区を設け、定数特例を適用することができます。</p> <p style="text-align: center;">関市の残任期間約2年間 71名 （関市の任期：平成19年4月30日） その後の4年間 27名 2年後あるいは6年後 30名以内の定数により一般選挙</p>																														
定数特例の増員数	<p>計算方法</p> <p style="text-align: center;">増員数 = 編入する市町村「関市」の旧定数 × (編入される市町村の人口 ÷ 編入する市町村「関市」の人口) 計算の結果端数は四捨五入、1未満は1とします</p> <p>各町村の編入合併定数特例の増員数 関市が条例で定める議員定数 23人 (A) 関市の人口(12年国勢調査) 74,438人 (B)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>市町村名</th> <th>人口 C</th> <th>計算 A × (C ÷ B)</th> <th>増員数</th> <th>合併前の条例定数 ()は法定定数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>洞戸村</td> <td>2,316</td> <td>0.72</td> <td>1</td> <td>12 (14)</td> </tr> <tr> <td>板取村</td> <td>1,921</td> <td>0.59</td> <td>1</td> <td>12 (12)</td> </tr> <tr> <td>武儀町</td> <td>4,220</td> <td>1.30</td> <td>1</td> <td>12 (14)</td> </tr> <tr> <td>上之保村</td> <td>2,483</td> <td>0.77</td> <td>1</td> <td>12 (14)</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>10,940人</td> <td></td> <td>4人</td> <td>48人 (54)</td> </tr> </tbody> </table>	市町村名	人口 C	計算 A × (C ÷ B)	増員数	合併前の条例定数 ()は法定定数	洞戸村	2,316	0.72	1	12 (14)	板取村	1,921	0.59	1	12 (12)	武儀町	4,220	1.30	1	12 (14)	上之保村	2,483	0.77	1	12 (14)	合計	10,940人		4人	48人 (54)
市町村名	人口 C	計算 A × (C ÷ B)	増員数	合併前の条例定数 ()は法定定数																											
洞戸村	2,316	0.72	1	12 (14)																											
板取村	1,921	0.59	1	12 (12)																											
武儀町	4,220	1.30	1	12 (14)																											
上之保村	2,483	0.77	1	12 (14)																											
合計	10,940人		4人	48人 (54)																											

事務事業一元化調査書

関市・武儀郡4町村合併協議会

項目	参考資料																												
<p>編入合併 参考 - 1</p>	<p>1. 原則</p> <table border="1" data-bbox="611 368 887 624"> <tr><th>市町村名</th><th>現行</th></tr> <tr><td>関市</td><td>23</td></tr> <tr><td>洞戸村</td><td>12</td></tr> <tr><td>板取村</td><td>12</td></tr> <tr><td>武儀町</td><td>12</td></tr> <tr><td>上之保村</td><td>12</td></tr> <tr><td>計</td><td>71</td></tr> </table> <p style="text-align: center;">増員選挙</p> <table border="1" data-bbox="1070 368 1211 624"> <tr><th>原則</th></tr> <tr><td>23</td></tr> <tr><td>7以内</td></tr> <tr><td>30以内</td></tr> </table> <p>(合併時に在籍する関市議会議員はそのまま在任) (新市全体で7名以内の増員選挙を実施)</p> <p>関市の任期 H19.4.30</p>	市町村名	現行	関市	23	洞戸村	12	板取村	12	武儀町	12	上之保村	12	計	71	原則	23	7以内	30以内										
市町村名	現行																												
関市	23																												
洞戸村	12																												
板取村	12																												
武儀町	12																												
上之保村	12																												
計	71																												
原則																													
23																													
7以内																													
30以内																													
<p>参考 - 2</p>	<p>2. 定数特例・・・関市の議員数に対する人口割(端数は四捨五入、1未満は1とする)</p> <table border="1" data-bbox="611 727 887 983"> <tr><th>市町村名</th><th>現行</th></tr> <tr><td>関市</td><td>23</td></tr> <tr><td>洞戸村</td><td>12</td></tr> <tr><td>板取村</td><td>12</td></tr> <tr><td>武儀町</td><td>12</td></tr> <tr><td>上之保村</td><td>12</td></tr> <tr><td>計</td><td>71</td></tr> </table> <p style="text-align: center;">在任</p> <p style="text-align: center;">増員選挙</p> <table border="1" data-bbox="1070 727 1301 983"> <tr><th>定数特例</th><th></th></tr> <tr><td>23.00</td><td>23</td></tr> <tr><td>0.72</td><td>1</td></tr> <tr><td>0.59</td><td>1</td></tr> <tr><td>1.30</td><td>1</td></tr> <tr><td>0.77</td><td>1</td></tr> <tr><td>計</td><td>27</td></tr> </table> <p>関市の任期 H19.4.30</p>	市町村名	現行	関市	23	洞戸村	12	板取村	12	武儀町	12	上之保村	12	計	71	定数特例		23.00	23	0.72	1	0.59	1	1.30	1	0.77	1	計	27
市町村名	現行																												
関市	23																												
洞戸村	12																												
板取村	12																												
武儀町	12																												
上之保村	12																												
計	71																												
定数特例																													
23.00	23																												
0.72	1																												
0.59	1																												
1.30	1																												
0.77	1																												
計	27																												
<p>参考 - 3</p>	<p>3. 定数特例を2回実施する場合</p> <table border="1" data-bbox="611 1086 887 1342"> <tr><th>市町村名</th><th>現行</th></tr> <tr><td>関市</td><td>23</td></tr> <tr><td>洞戸村</td><td>12</td></tr> <tr><td>板取村</td><td>12</td></tr> <tr><td>武儀町</td><td>12</td></tr> <tr><td>上之保村</td><td>12</td></tr> <tr><td>計</td><td>71</td></tr> </table> <p style="text-align: center;">在任</p> <p style="text-align: center;">増員選挙</p> <table border="1" data-bbox="1070 1086 1211 1342"> <tr><th>定数特例</th></tr> <tr><td>23</td></tr> <tr><td>1</td></tr> <tr><td>1</td></tr> <tr><td>1</td></tr> <tr><td>1</td></tr> <tr><td>27</td></tr> </table> <p style="text-align: center;">一般選挙 (定数特例)</p> <table border="1" data-bbox="1391 1086 1532 1342"> <tr><th>定数特例</th></tr> <tr><td>23</td></tr> <tr><td>1</td></tr> <tr><td>1</td></tr> <tr><td>1</td></tr> <tr><td>1</td></tr> <tr><td>27</td></tr> </table> <p>関市の任期 H19.4.30</p>	市町村名	現行	関市	23	洞戸村	12	板取村	12	武儀町	12	上之保村	12	計	71	定数特例	23	1	1	1	1	27	定数特例	23	1	1	1	1	27
市町村名	現行																												
関市	23																												
洞戸村	12																												
板取村	12																												
武儀町	12																												
上之保村	12																												
計	71																												
定数特例																													
23																													
1																													
1																													
1																													
1																													
27																													
定数特例																													
23																													
1																													
1																													
1																													
1																													
27																													

事務事業一元化調書

関市・武儀郡4町村合併協議会

項目	参考資料																												
<p>参考 - 4</p>	<p>4. 在任特例の場合</p> <table border="1" data-bbox="611 368 887 624"> <thead> <tr> <th>市町村名</th> <th>現行</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>関市</td> <td>23</td> </tr> <tr> <td>洞戸村</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>板取村</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>武儀町</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>上之保村</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>71</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">在任</p> <table border="1" data-bbox="1070 368 1211 624"> <thead> <tr> <th>在任特例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>23</td> </tr> <tr> <td>12</td> </tr> <tr> <td>12</td> </tr> <tr> <td>12</td> </tr> <tr> <td>12</td> </tr> <tr> <td>71</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">関市の任期 H19.4.30</p>	市町村名	現行	関市	23	洞戸村	12	板取村	12	武儀町	12	上之保村	12	計	71	在任特例	23	12	12	12	12	71							
市町村名	現行																												
関市	23																												
洞戸村	12																												
板取村	12																												
武儀町	12																												
上之保村	12																												
計	71																												
在任特例																													
23																													
12																													
12																													
12																													
12																													
71																													
<p>参考 - 5</p>	<p>5. 在任特例の後に定数特例を実施する場合</p> <table border="1" data-bbox="611 727 887 983"> <thead> <tr> <th>市町村名</th> <th>現行</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>関市</td> <td>23</td> </tr> <tr> <td>洞戸村</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>板取村</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>武儀町</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>上之保村</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>71</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">在任</p> <table border="1" data-bbox="1070 727 1211 983"> <thead> <tr> <th>在任特例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>23</td> </tr> <tr> <td>12</td> </tr> <tr> <td>12</td> </tr> <tr> <td>12</td> </tr> <tr> <td>12</td> </tr> <tr> <td>71</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">関市の任期 H19.4.30</p> <p style="text-align: center;">一般選挙 (定数特例)</p> <table border="1" data-bbox="1391 727 1532 983"> <thead> <tr> <th>定数特例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>23</td> </tr> <tr> <td>1</td> </tr> <tr> <td>1</td> </tr> <tr> <td>1</td> </tr> <tr> <td>1</td> </tr> <tr> <td>27</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">任期 4 年</p>	市町村名	現行	関市	23	洞戸村	12	板取村	12	武儀町	12	上之保村	12	計	71	在任特例	23	12	12	12	12	71	定数特例	23	1	1	1	1	27
市町村名	現行																												
関市	23																												
洞戸村	12																												
板取村	12																												
武儀町	12																												
上之保村	12																												
計	71																												
在任特例																													
23																													
12																													
12																													
12																													
12																													
71																													
定数特例																													
23																													
1																													
1																													
1																													
1																													
27																													

事 務 事 業 一 元 化 調 査

関市・武儀郡4町村合併協議会

項 目	参 考 資 料																																																
退職年金に関する特例	<p>(支給要件)</p> <p>市町村の議会の議員については、地方公務員等共済組合法において、退職年金及び退職一時金の制度が設けられており、このうち退職年金(議員共済年金)は在任期間が12年以上の者に対して支給される。また退職年金の年額は、在職期間12年以上13年未満の場合は標準報酬年額の150分の45に相当する金額であり以後1年を増すごとに150分の0.9に相当する金額を加算した金額とされています。</p> <p>しかしながら、市町村合併に際しては、議員共済年金の受給資格を満たさないまま、退職を余儀なくされることとなる者が生じる場合が想定されます。</p> <p>そこで、平成11年の市町村の合併の特例に関する法律の改正により、合併関係市町村の議会議員のうち、合併がなければ退職年金の在職期間の要件(在職12年以上)をみたすこととなる者は、当該要件を満たしているものとみなし、在職期間に応じた年金額を支給するものとされました。</p> <p>平成14年の地方公務員等共済組合法の一部改正により、退職年金の年額の算定基礎を退職前1年間の標準報酬年額から退職前12年間の平均標準報酬年額に改められ、また平均標準報酬年額に乗ずる割合が次のとおり改められました。(平成15年4月1日より施行)</p> <p>(支給率)</p> <table border="1" data-bbox="564 836 1160 1018"> <thead> <tr> <th>在職期間</th> <th>標準報酬年額に対する率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>8年以上9年未満</td> <td>150分の30</td> </tr> <tr> <td>9年以上10年未満</td> <td>150分の33</td> </tr> <tr> <td>10年以上11年未満</td> <td>150分の37</td> </tr> <tr> <td>11年以上12年未満</td> <td>150分の41</td> </tr> </tbody> </table>	在職期間	標準報酬年額に対する率	8年以上9年未満	150分の30	9年以上10年未満	150分の33	10年以上11年未満	150分の37	11年以上12年未満	150分の41																																						
在職期間	標準報酬年額に対する率																																																
8年以上9年未満	150分の30																																																
9年以上10年未満	150分の33																																																
10年以上11年未満	150分の37																																																
11年以上12年未満	150分の41																																																
議員報酬(参考)	<table border="1" data-bbox="609 1088 1805 1305"> <thead> <tr> <th></th> <th>定数</th> <th>議長報酬</th> <th>副議長報酬</th> <th>議員報酬</th> <th>加算率</th> <th>6月支給分</th> <th>12月支給分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>関市</td> <td>23</td> <td>468,000</td> <td>437,000</td> <td>416,000</td> <td>20/100</td> <td>225/100</td> <td>240/100</td> </tr> <tr> <td>洞戸村</td> <td>12</td> <td>230,000</td> <td>160,000</td> <td>140,000</td> <td>15/100</td> <td>225/100</td> <td>240/100</td> </tr> <tr> <td>板取村</td> <td>12</td> <td>260,000</td> <td>175,000</td> <td>160,000</td> <td>15/100</td> <td>225/100</td> <td>240/100</td> </tr> <tr> <td>武儀町</td> <td>12</td> <td>250,000</td> <td>200,000</td> <td>180,000</td> <td>15/100</td> <td>225/100</td> <td>240/100</td> </tr> <tr> <td>上之保村</td> <td>12</td> <td>235,000</td> <td>165,000</td> <td>145,000</td> <td>15/100</td> <td>225/100</td> <td>240/100</td> </tr> </tbody> </table>		定数	議長報酬	副議長報酬	議員報酬	加算率	6月支給分	12月支給分	関市	23	468,000	437,000	416,000	20/100	225/100	240/100	洞戸村	12	230,000	160,000	140,000	15/100	225/100	240/100	板取村	12	260,000	175,000	160,000	15/100	225/100	240/100	武儀町	12	250,000	200,000	180,000	15/100	225/100	240/100	上之保村	12	235,000	165,000	145,000	15/100	225/100	240/100
	定数	議長報酬	副議長報酬	議員報酬	加算率	6月支給分	12月支給分																																										
関市	23	468,000	437,000	416,000	20/100	225/100	240/100																																										
洞戸村	12	230,000	160,000	140,000	15/100	225/100	240/100																																										
板取村	12	260,000	175,000	160,000	15/100	225/100	240/100																																										
武儀町	12	250,000	200,000	180,000	15/100	225/100	240/100																																										
上之保村	12	235,000	165,000	145,000	15/100	225/100	240/100																																										

事務事業一元化調査

関市・武儀郡4町村合併協議会

項目	参 考 資 料
<p>議会議員の定数及び任期に関する法律</p>	<p>市町村の合併の特例に関する法律（抄）</p> <p>（議会の議員の定数に関する特例）</p> <p>第6条 （第1項省略）</p> <p>2 他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村にあっては、地方自治法第91条の規定にかかわらず、合併関係市町村の協議により、その編入をする合併関係市町村の議会の議員の残任期間に相当する期間に限り、その区域の全部又は一部が編入されることとなる合併関係市町村ごとに、当該編入されることとなる合併関係市町村の当該編入される区域の人口（同法第254条に規定する人口によるものとする。第10条第2項を除き、以下同じ。）を当該編入をする合併関係市町村の人口で除して得た数を当該編入をする合併関係市町村の議会の議員の定数（以下「旧定数」という。）に乗じて得た数（0.5人未満の端数があるときはその端数は切り捨て、0.5人以上1人未満の端数があるときはその端数は1人とする。ただし、その区域の全部が編入されることとなる合併関係市町村においてその数が0.5人未満のときも1人とする。）の合計数を旧定数に加えた数（以下「編入合併特例定数」という。）をもってその議会の議員の定数とすることができる。ただし、議員がすべてなくなったときは、第5項の規定により編入合併特例定数をもってその議会の議員の定数とする場合を除き、その定数は、同法第91条の規定による定数に復帰するものとする。</p> <p>（議会の議員の在任に関する特例）</p> <p>第7条 市町村の合併に際し、合併関係市町村の議会の議員で当該合併市町村の議会の議員の被選挙権を有することとなるものは、合併関係市町村の協議により、次に掲げる期間に限り、引き続き合併市町村の議会の議員として在任することができる。この場合において、市町村の合併の際に当該合併市町村の議会の議員である者の数が地方自治法第91条の規定による定数を超えるときは、同条の規定にかかわらず、当該数をもって当該合併市町村の議会の議員の定数とし、議員に欠員が生じ、又は議員がすべてなくなったときは、これに応じて、その定数は、同条の規定による定数に至るまで減少するものとする。ただし、第3項において準用する前条第5項の規定により編入合併特例定数をもってその議会の議員の定数とする場合において議員がすべてなくなったときは、この限りでない。</p> <p>二 他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村にあっては、その編入をする合併関係市町村の議会の議員の残任期間に相当する期間</p>

事 務 事 業 一 元 化 調 査

関市・武儀郡4町村合併協議会

項 目	参	考	資	料																																											
市町村名	山県市		ひらなみ市		瑞穂市																																										
特例の方式	在任特例		在任特例		在任特例																																										
調整方針	市町村の合併の特例に関する法律第7条第1項第1号の規定を適用し、平成16年4月30日まで引き続き新市の議会の議員として在任する。 ・新市の議会の議員の定数は22人。 ・選挙区については、新市において在任特例適用期間中に検討する。		市町村の合併の特例に関する法律第7条第1項第1号の規定を適用し、合併後1年1月間は引き続き新市の議会の議員として在任する。 ・新市の議会の議員の定数は20人。		市町村の合併の特例に関する法律第7条第1項第1号の規定を適用し、合併後1年間は引き続き新市の議会の議員として在任する。 ・新市の議会の議員の定数は20人。																																										
合併期日	平成15年4月1日		平成16年3月29日		平成15年5月1日																																										
合併の方式	新設合併		新設合併		新設合併																																										
旧町村の人口及び議員定数	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>旧町村名</th> <th>人口</th> <th>議員定数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高富町</td> <td>18,795</td> <td>16</td> </tr> <tr> <td>伊自良村</td> <td>3,287</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>美山町</td> <td>8,869</td> <td>14</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>30,951</td> <td>42</td> </tr> </tbody> </table>		旧町村名	人口	議員定数	高富町	18,795	16	伊自良村	3,287	12	美山町	8,869	14	計	30,951	42	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>町村名</th> <th>人口</th> <th>議員定数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>海津町</td> <td>15,140</td> <td>14</td> </tr> <tr> <td>平田町</td> <td>8,754</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>南濃町</td> <td>17,582</td> <td>14</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>41,476</td> <td>40</td> </tr> </tbody> </table>		町村名	人口	議員定数	海津町	15,140	14	平田町	8,754	12	南濃町	17,582	14	計	41,476	40	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>旧町村名</th> <th>人口</th> <th>議員定数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>穂積町</td> <td>35,076</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>巢南町</td> <td>11,495</td> <td>13</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>46,571</td> <td>33</td> </tr> </tbody> </table>	旧町村名	人口	議員定数	穂積町	35,076	20	巢南町	11,495	13	計	46,571	33
旧町村名	人口	議員定数																																													
高富町	18,795	16																																													
伊自良村	3,287	12																																													
美山町	8,869	14																																													
計	30,951	42																																													
町村名	人口	議員定数																																													
海津町	15,140	14																																													
平田町	8,754	12																																													
南濃町	17,582	14																																													
計	41,476	40																																													
旧町村名	人口	議員定数																																													
穂積町	35,076	20																																													
巢南町	11,495	13																																													
計	46,571	33																																													

事 務 事 業 一 元 化 調 査

関市・武儀郡4町村合併協議会

項 目	参 考 資 料																																																																																			
市町村名	郡上郡町村合併協議会	飛騨4町村合併協議会	飛騨地域合併協議会																																																																																	
特例の方式	定数特例	定数特例	定数特例（2回実施）																																																																																	
調整方針	<p>市町村の合併の特例に関する法律第6条第1項の規定を適用し、合併後最初に行われる選挙により選出される議会の議員の任期に相当する期間に限り新市の議会の議員の定数は30人。</p> <p>選挙区については、旧市町村のの区域をもって選挙区とし、各選挙区の定数は次のとおりとする。</p> <p>八幡町の区域8人 大和町の区域4人 白鳥町の区域6人 高鷲村の区域3人 美並村の区域3人 明宝村の区域3人 和良村の区域3人</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新市の議会の議員の定数は26人 ・将来における議会の議員の定数及び選挙区を設けることについては新市において調整するものとする。 	<p>旧市町村の区域に1選挙区を設け、各選挙区の定数は次のとおりとする。</p> <p>旧古川町区域 1人 旧河合村区域 3人 旧宮川村区域 3人 旧神岡町区域 9人</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新市の議会議員の定数は26人 ・将来における議員定数及び旧市町村の区域に選挙区を設けることについては新市において協議するものとする。 	<p>市町村の合併の特例に関する法律第6条第2項及び第3項並びに同条第5項及び第6項の規定により、高山市の議会議員の残任期間及び合併後最初に行われる一般選挙により選出される議会の議員に相当する期間に限り、高山市の議会議員の定数に、編入されることとなる町村に設けられる選挙区の議会議員の定数を加えた数とし、選挙区における議会議員の定数は次のとおりとする。</p> <p>丹生川選挙区2人 清見選挙区1人 荘川選挙区1人 宮選挙区1人 久々野選挙区1人 朝日選挙区1人 高根選挙区1人 国府選挙区3人 上宝選挙区1人</p>																																																																																	
合併の期日	平成16年3月1日	平成16年2月1日	平成17年2月1日																																																																																	
合併の方式	新設合併	新設合併	編入合併																																																																																	
町村の人口及び議員定数	<table border="1"> <thead> <tr> <th>町村名</th> <th>人口</th> <th>議員定数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>八幡町</td><td>16,541</td><td>18</td></tr> <tr><td>大和町</td><td>7,004</td><td>14</td></tr> <tr><td>白鳥町</td><td>12,723</td><td>16</td></tr> <tr><td>高鷲村</td><td>3,484</td><td>10</td></tr> <tr><td>美並村</td><td>5,244</td><td>12</td></tr> <tr><td>明宝村</td><td>2,114</td><td>10</td></tr> <tr><td>和良村</td><td>2,267</td><td>10</td></tr> <tr><td>計</td><td>49,377</td><td>90</td></tr> </tbody> </table>	町村名	人口	議員定数	八幡町	16,541	18	大和町	7,004	14	白鳥町	12,723	16	高鷲村	3,484	10	美並村	5,244	12	明宝村	2,114	10	和良村	2,267	10	計	49,377	90	<table border="1"> <thead> <tr> <th>町村名</th> <th>人口</th> <th>議員定数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>古川町</td><td>16,209</td><td>16</td></tr> <tr><td>河合村</td><td>1,466</td><td>10</td></tr> <tr><td>宮川村</td><td>1,178</td><td>10</td></tr> <tr><td>神岡町</td><td>11,568</td><td>14</td></tr> <tr><td>計</td><td>30,421</td><td>50</td></tr> </tbody> </table>	町村名	人口	議員定数	古川町	16,209	16	河合村	1,466	10	宮川村	1,178	10	神岡町	11,568	14	計	30,421	50	<table border="1"> <thead> <tr> <th>町村名</th> <th>人口</th> <th>議員定数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>高山市</td><td>66,430</td><td>24</td></tr> <tr><td>丹生川村</td><td>4,719</td><td>12</td></tr> <tr><td>清見村</td><td>2,657</td><td>10</td></tr> <tr><td>荘川村</td><td>1,345</td><td>10</td></tr> <tr><td>宮村</td><td>2,659</td><td>10</td></tr> <tr><td>久々野町</td><td>4,132</td><td>12</td></tr> <tr><td>朝日村</td><td>2,155</td><td>10</td></tr> <tr><td>高根村</td><td>814</td><td>10</td></tr> <tr><td>国府町</td><td>8,101</td><td>14</td></tr> <tr><td>上宝村</td><td>4,011</td><td>12</td></tr> <tr><td>計</td><td>97,023</td><td>124</td></tr> </tbody> </table>	町村名	人口	議員定数	高山市	66,430	24	丹生川村	4,719	12	清見村	2,657	10	荘川村	1,345	10	宮村	2,659	10	久々野町	4,132	12	朝日村	2,155	10	高根村	814	10	国府町	8,101	14	上宝村	4,011	12	計	97,023	124
町村名	人口	議員定数																																																																																		
八幡町	16,541	18																																																																																		
大和町	7,004	14																																																																																		
白鳥町	12,723	16																																																																																		
高鷲村	3,484	10																																																																																		
美並村	5,244	12																																																																																		
明宝村	2,114	10																																																																																		
和良村	2,267	10																																																																																		
計	49,377	90																																																																																		
町村名	人口	議員定数																																																																																		
古川町	16,209	16																																																																																		
河合村	1,466	10																																																																																		
宮川村	1,178	10																																																																																		
神岡町	11,568	14																																																																																		
計	30,421	50																																																																																		
町村名	人口	議員定数																																																																																		
高山市	66,430	24																																																																																		
丹生川村	4,719	12																																																																																		
清見村	2,657	10																																																																																		
荘川村	1,345	10																																																																																		
宮村	2,659	10																																																																																		
久々野町	4,132	12																																																																																		
朝日村	2,155	10																																																																																		
高根村	814	10																																																																																		
国府町	8,101	14																																																																																		
上宝村	4,011	12																																																																																		
計	97,023	124																																																																																		

事務事業一元化調査書

関市・武儀郡4町村合併協議会

項目	参 考 資 料					
県下市議会議員定数の現況調査	市 名	人 口	法 定	条例定数	条例定数	減少議員数
		12年国調	上限数	改正前	改正後	
	関 市	74,438	30	26	23	3
	岐 阜 市	402,751 人	46 人	44 人	42 人	2 人
	大 垣 市	150,246	34	32	28	4
	高 山 市	66,430	30	24	24	-
	多 治 見 市	104,135	34	28	24	4
	中 津 川 市	54,902	30	26	22	4
	美 濃 市	24,662	26	20	18	2
	瑞 浪 市	42,298	26	22	21	1
	羽 島 市	64,713	30	23	21	2
	恵 那 市	35,677	26	22	20	2
	美濃加茂市	50,063	30	26	22	4
	土 岐 市	63,283	30	24	24	-
各 務 原 市	131,991	34	30	26	4	
可 児 市	91,652	30	26	24	2	
山 県 市	30,951	26		22		
瑞 穂 市	46,571	26		20		

法定上限数：平成15年1月1日から施行される改正後の地方自治法第91条第2項に規定する議員定数
 条例定数（改正後）：平成15年5月1日から施行される改正後の各市の条例に規定する議員定数
 減少議員数：条例定数の改正前と改正後の差